

各位

輪島市長

## 質問回答書

業務名：輪島市災害復旧復興事業重点整備エリア技術協力業務（施工予定者選定）

質問事項					回答
番号	区分	頁	事項	内容	
1-1	実施要項	2	第1 2. (6) 実施形態	価格交渉～工事契約の手続きにあたり ① 遠隔地から建設資材調達に係る費用 ② 地域外からの労働者確保に要する間接費 ③ 建設労働宿舍 の費用は価格に反映してもよいか、ご教授 お願いいたします。	必要となる当該費用の見積計上を認める。但し、価格交渉において、当該費用及びその見積条件について合理的な説明ができない場合はその限りではない。
1-2	実施要項	6	第1 5. 実施設計業務の 受託者	5 エリアの設計者（コンサル名）をご教授 お願いいたします。	実施要項の記載とおり、協力対象となる設計者名は本プロポーザル特定後、エリア毎に施工予定者へ個別に示すものとする。なお、令和8年7月時点において設計業務履行中の業者数は以下のとおりである。 輪島西部エリア 道路・橋梁 9 社、下水道(汚水)1 社、下水道(雨水)1 社 上水道 1 社、建築 1 社（未発注 2 施設） 輪島東部エリア 道路・橋梁 11 社、下水道(汚水)1 社、上水道 2 社 門前西部エリア 道路・橋梁 7 社、下水道(汚水)1 社、上水道 1 社 建築 1 社（未発注 3 施設） 門前東部エリア 道路・橋梁 8 社、河川 1 社、下水道(汚水)1 社 上水道 1 社 町野エリア 道路・橋梁 14 社、上水道 2 社 ※ 完成済設計者数は含まない。 ※ 完成間近のため協定対象外となりうる設計者を含む。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
2-1	実施要項	8	第18.(1) 参加資格	異工種特定JVで「異工種エリア」と「建築を含まないエリア」の両方に参加申込をして、「建築を含まないエリア」で施工予定者となった場合、新たに特定JVの協定を締結する必要があるでしょうか。ご教示願います。	技術協力業務及び工事の契約は競争参加申請者を対象とするものであり、特定後に共同企業体の構成を変更することはできない。 工事契約時のJV8条協定において、建築工事に係る分担は生じない。
2-2	実施要項	8	第18.(1) 参加資格	共同企業体の構成員の最低出資比率は定められているでしょうか。ご教示願います。	「輪島市建設工事共同企業体の運用に関する要綱」の規定を運用する。 なお、異工種特定JVの場合は、土木、建築の役割別に構成員数および出資比率の規定を適用する。
2-3	実施要項	9	第18.(4) 同種工事の施工実績要件	「道路改良工事」ですが、具体的にどのような工種を求められておりますでしょうか。(土工、法面、道路構造物等) ご教示願います。	道路の新設・改築又は道路の維持・修繕工事を対象とする。 また、実績とする工事の設計書において、積算体系レベル1の工事区分が「道路改良」「舗装」「道路維持」「道路修繕」に該当する工事を対象とする。
2-4	実施要項	10	第18.(5)i) 配置予定技術者の要件	予定管理技術者の保有資格において技術士登録証の交付手続き中である場合、手続き中書面の提出をもって技術士の資格保有と認められるでしょうか。 認められる場合、登録証写しの代わりに提出すべき書類をご教示願います。	技術士法第46条の規定により、登録前の技術者を技術士として認めることはできない。 本プロポーザル参加申込書提出期限に間に合うよう手続きを行うこと。
2-5	実施要項	10	第18.(5) 配置予定技術者の要件	工事の主任(監理)技術者の専任配置は、初回の工事契約日からと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	工事の主任(監理)技術者は、初回の工事契約日からの専任配置とする。 工事契約がなく技術協力業務のみ実施している段階においては、専任配置の義務はない。
2-6	実施要項	10	第18.(5) 配置予定技術者の要件	技術協力業務に配置する管理技術者と工事の主任(監理)技術者との兼務は可能でしょうか。ご教示願います。	本技術協力業務に限り、兼務を認める。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
2-7	実施要項	10	第18.(5) 配置予定技術者の要件	工事の監理技術者、主任技術者ですが、国や石川県が発注する災害復旧工事との兼務は可能でしょうか。ご教示願います。	<p>原則、他機関工事との兼務は認めない。 但し、令和8年度に実施する工事に限り、以下の条件で兼務を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>兼務先他工事の発注者が本工事との兼務を認めた場合</li> <li>本プロポーザルの資格要件を満足する代行技術者を配置できる場合</li> </ul> <p>この場合、工事契約時に代行技術者の経歴等（様式4-2,4-3）の提出を求めるものとする。 なお、兼務先工事が令和9年度以降に繰越となった場合は、本プロポーザルで申請した技術者の評価点と同等以上の技術者を配置することとする。</p>
2-8 (1)	審査基準	3~4	第33.(1) 企業の実績及び技術者の能力・実績 表1 評価基準	企業および技術者の能力等において、JV参加の場合は代表者と構成員、どちらの評価点が採用されるのでしょうか。ご教示願います	<p>▶ 企業の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ECI 技術協力業務の実績 代表者の実績を評価する。</li> <li>工事实績 代表者又は構成員のいずれかの企業実績を工種毎に加点評価する。</li> <li>地域の工事实績 代表者又は構成員のいずれかの企業実績を評価対象とする。</li> <li>地域精通度（土木担当、建築担当の双方を評価） 代表者又は構成員のいずれかの本店所在を評価対象とする。</li> <li>地域貢献度（土木担当、建築担当の双方を評価） 代表者又は構成員のいずれかの企業実績を評価対象とする。</li> </ul>

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
2-8 (2)	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	企業および技術者の能力等において、JV参加の場合は代表者と構成員、どちらの評価点が採用されるのでしょうか。ご教示願います	<p>▶ 技術者の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ECI 技術協力業務の管理技術者 技術協力業務の管理技術者は代表者所属の技術者とし、当該技術者の資格、実績のみで評価する。</li> <li>• 工事の主任(監理)技術者(土木) 保有資格：代表者所属技術者の資格で評価する。 施工実績：代表者又は土木担当構成員に所属する技術者の実績を加点評価対象とする。 地域実績：上記施工実績と同様</li> <li>• 工事の主任(監理)技術者(建築) 保有資格：建築工事担当構成員の筆頭会社に所属する技術者の資格で評価する。 施工実績：建築担当構成員に所属する技術者の実績を加点評価対象とする。 地域実績：上記施工実績と同様</li> </ul>
2-9	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	異工種特定JV(乙型)で参加の場合、「地域精通度」および「地域貢献度」は評価の対象となりますでしょうか。ご教示願います。	異工種特定JVによる参加の場合であっても「地域精通度」及び「地域貢献度」は評価対象とする。
2-10	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	異工種特定JVで建築一式工事の役割を担う構成員が、企業の実績等で地域精通度・地域貢献度の評価基準に該当している場合、評価点が加算されるのでしょうか。ご教示願います。	<p>異工種特定JVにおける建築担当企業の「地域精通度」及び「地域貢献度」も評価対象とする。</p> <p><b>※ 審査基準修正版を参考のこと。</b></p> <p>※ なお、一次審査(プレゼン前の10者選定)においては土木担当企業の実績が評価対象となり、建築担当企業の実績は異工種エリア審査時に評価対象となる。</p>
2-11	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	工事实績に関し、床版取替工事は、PC橋梁上部工工事または道路改良工事のいずれかに当てはまりますか。ご教示願います。	床版取替工事は、PC橋梁上部工工事の実績として認める。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
2-12	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	工事实績に関し、「土地改良工事」とは農林水産省が行う土地改良事業で実施する工事（頭首工、揚排水機場等を含む）と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	質問者の認識で良い。なお、土地改良工事の工事实績は以下に該当する工事とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び地方公共団体の農政に関わる部局が発注する工事で、土地改良事業等請負工事積算基準（農林水産省）及びこれに準ずる積算基準で規定する工種として契約した工事</li> <li>コリンズの公共事業の分野が「農業農村整備」として登録されている工事</li> </ul>
2-13	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	工事实績に関し、「上下水道工事」とは上水道工事もしくは下水道工事どちらか一方の実績を満たせば宜しいのでしょうか。ご教示願います。	上水道工事もしくは下水道工事どちらか一方の実績を満たせば良い。
2-14	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	企業体構成員の配置予定技術者は、「保有資格」「施工実績」「地域の施工実績」の加点対象でしょうか。 加点対象である場合、評価項目「保有資格」において、代表者技術者の資格と構成員技術者の資格、どちらで評価されるでしょうか。ご教示願います。	<u>質問 2-8 の回答を参照のこと。</u>
2-15	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	質問番号 2-14 において加点対象である場合、構成員技術者の工事实績について、同一工事において工種・地域要件どちらも満たす際は、「施工実績」と「地域の施工実績」どちらも加点されるでしょうか。ご教示願います。	同一工事であっても「施工実績」と「地域の施工実績」の要件を満たす場合は双方に加点する。
2-16	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	質問番号 2-14 において加点対象である場合、構成員技術者の工事实績が地域要件を満たす際は、他工種であっても「地域の施工実績」の加点を得られるでしょうか。ご教示願います。	「地域の施工実績」の要件を満たす工事は他工種であっても加点する。 ※ 様式 3-2-2 6 「その他輪島市発注工事又は石川県内の公共工事」の実績記入欄に記載すること。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
2-17	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	評価項目「施工実績」において、1つの工種につき2件以上記入した場合、10点を上限として、記入した実績すべてに加点されるでしょうか。ご教示願います。	1工種につき、1回の加点のみとする。 同一工種で2件以上の実績を記載しても、1件の実績と加点数は変わらない。
2-18	提出書類 説明書 (様式集)	2	第3 提出書類リスト 2 参加資格	参加申込書(様式2-1)に添付する納税証明書(写)は、国税、石川県税、輪島市税のうちの証明書が必須でしょうか。また発行日期限に指定はあるでしょうか。ご教示願います。	申請を行う営業所の所在自治体に係る納税証明書とし、参加表明書の提出日前3か月以内に発行されたものとする。
2-19	提出書類 説明書 (様式集)	7	様式2-3-1 第2条 (名称)	異工種特定建設工事共同企業体協定書(甲・乙併用型案)に記載されている企業体名称が、「〇〇特定建設工事共同企業体」となっていますが、異工種特定JVの場合は「〇〇異工種特定建設工事共同企業体」と記入することによってよろしいでしょうか。ご教示願います。	実施要項では説明上「異工種特定JV」としているが、JV名称は「異工種」を付ける必要はない。
3-1	実施要項	1	第1 1. 目的	【ECI方式(技術協力・施工タイプ)】の詳細は、国の「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン(2025年2月)」に準拠すると考えてよいでしょうか。	基本的な考えは国のガイドラインに準拠する。 なお、ガイドラインで示されていない事項については、別途協議により対応する。
3-2	実施要項	1	第1 1. 目的	【ECI方式(技術協力・施工タイプ)】では、施工者は設計時の支援・協力を行う立場であり、基本的には設計と施工は分離・分担されていると認識しております。設計図面や構造計算、数量計算等の基本的な設計業務は設計者の責任分担と考えてよいでしょうか。	基本的な設計業務は別途契約の設計業務受託者(設計者)の責任とする。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
3-3	実施要項	1	第1 1. 目的	<p>施工にあたり、調査結果や現地条件から設計変更も発生することが想定されます。設計変更の判断は輪島市様と考えますが、円滑に工事を進めるためには概算金額も含め、速やかな判断が必要と考えます。今回発注の5エリアが同時進行してく中で、設計変更等で迅速な判断が必要なものについて、施工指示の手順、効率的な方策等をご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>本プロポーザルにおける質問回答の趣旨と異なるため、回答は差し控える。</p>
3-4	実施要項	2	第1 2. (6) 実施形態	<p>「価格交渉～工事契約の手続は、設計の進捗状況に応じてエリア内の着手可能な範囲を定め、」とありますが、5つのエリアそれぞれの【水路】・【道路工事】・【道路・パイプライン】・【頭首工・ため池・ポンプ等】について、下記をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本設計は未着手、進捗中、完了のいずれの状況でしょうか。</li> <li>• 詳細設計は未着手、進捗中、完了のいずれの状況でしょうか。</li> </ul>	<p>基本設計と詳細設計は1業務でまとめて実施している。未着手、進捗中、完了の状況については、特定された施工予定者へエリア別に状況を示す。</p> <p>なお、進捗中の工種別設計状況については<u>質問 1-2 の回答を参照のこと。</u></p>
3-5	実施要項	2	第1 2. (6) 実施形態	<p>設計について、現在の設計状況の進捗状況がわかる整理表を提示いただけないでしょうか。また、設計成果資料あるいは、進捗途中の状況であれば概要書を開示いただけませんか。</p>	<p>令和8年7月時点見込みにおいて履行中の設計者数に限り回答する。</p> <p><u>質問 1-2 の回答を参照のこと。</u></p>
3-6	実施要項	2,4	第1 2. (5) 業務の成果物 第1 3. (3) 工期	<p>「業務報告書」及び「エリア内対象全工事の完成目標は令和12年度末とする」について、上水・ポンプ等の試運転・性能確認・立会検査について、必要な季節条件、事前準備、関係者立会条件はありますか。</p>	<p>エリア別・施設別に各種条件が多様なため、特定された施工予定者へ個別に提示する。</p>

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
3-7	実施要項	4,6	第1 3. (3) 工期 第1 4. (4) 本業務委託契約までの流れ	「令和8年9月以降、施工可能な箇所から工事種別、年度別に適宜契約し」及び「業務委託契約の締結は、令和8年7月を予定する」について、発注者として想定している技術協力業務期間・施工開始時期はいつでしょうか。また、先行着手を想定している箇所があれば併せてご教示ください。	技術協力業務の履行期間は実施要項及び特記仕様書に記載のとおりとする。 施工開始時期は令和8年秋以降を予定しているが、施工予定者との協議、価格交渉により着手時期を決定する。
3-8	実施要項	2,17	第1 2. (6) 実施形態 第2 2. (2) 技術提案に求める内容	「設計の進捗状況に応じてエリア内の着手可能な範囲を定め、随時実施する」及び「供用中施設の切り回し等仮設計画における留意事項」について、工事完了前であっても、段階的に通行・供用・使用再開を行う必要がある箇所はありますでしょうか。ある場合、対象箇所と条件を教えてください。	工事完了前であっても、段階的に通行・供用・使用再開を行う箇所はある。 対象箇所は地元及び関係機関協議によるため、現時点で特定した箇所を示すことはできない。
3-9	実施要項	4,17	第1 2. (6) エリア別工事の規模・内容 第2 2. (2) 技術提案に求める内容	「21橋」及び「リスク対策手法」について、橋梁ごとに、現時点での通行可否、車両制限、施工時の規制条件について提示いただけますでしょうか。	橋梁工事の通行止め状況を工事概要図に示す。 工事概要図修正版（橋梁工事、農地・農業用施設工事を一部修正）を参照のこと。
3-10	実施要項	1,17	第2 2. (2) 技術提案に求める内容	「1 設計図全般に対する技術検証（設計内容の確認）」及び「的確な設計照査を実施するための留意事項」について、既設埋設物（上下水、電力、通信、その他）の最新情報はどの程度整理されていますか。試掘前提か、確定図がある場合、提示いただけますでしょうか。	上下水道の占用埋設物が基本であり台帳として整理されている。電力、通信、その他については一部占用埋設されている箇所もあるが、エリア別・施設別に特定された施工予定者へ個別に提示する。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
3-11	実施要項	9  11  12	第1 8. (4) 同種工事の施工実績要件  第1 9. (1) 様式3-2-2 企業の土木工事实績	<p>【土木一式工事】において異工種特定JV、特定JVにて参加する場合、「代表者及び土木工事担当の全構成員が上記いずれかの工事を元請として施工し、引き渡した実績を有すること。」と記載がございます。</p> <p>また、11頁の様式3-2-2では「異工種特定JV又は特定JVの場合は構成員の実績も含めて工種毎に1件の実績が良い。」とございます。</p> <p>代表者が「道路改良工事」等5つすべての工事实績を有している場合でも、構成会社は「道路改良工事」もしくは「PC橋梁上部工工事」の実績を有している必要があるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、様式3-2-2は参加者の名称欄にJV名称を記載し、代表者と構成会社の実績を1つの書類にまとめて記載してよろしいでしょうか。</p>	<p>質問者の認識のとおり、代表者がすべての工種実績を持っている場合でも、構成員の要件として「道路改良工事」もしくは「PC橋梁上部工工事」の実績を求める。様式3-2-2の記載においては、構成員も含めて1つの書類にまとめて良い。</p> <p>なお、以下に示すケースの場合は、様式の必須工種欄を複写して取りまとめること。</p> <p>3者JVの場合で各社の必須工種実績が以下の場合</p> <p>A社の必須工種実績：道路改良工事</p> <p>B社の必須工種実績：道路改良工事</p> <p>C社の必須工種実績：PC橋梁上部工事</p> <p>⇒2件分の道路改良工事の実績欄を複写生成し、A社、B社の実績を記入。</p>
3-12	実施要項	12	第1 9. (2) 様式4-1 技術協力業務の 管理技術者	<p>「※ 所属する建設会社との間に3か月以上の直接的な雇用関係があることを証明する書類を添付すること。」と記載がございますが、以下の①～③は証明する書類として認められますか。また、①～③以外に認められる書類がございましたらご教示願います。</p> <p>①健康保険証 ②監理技術者証 ③経歴書 ④社員証</p>	<p>①※1、②の他、以下を証明書類として認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書※2</li> <li>・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書※2</li> <li>・所属会社の雇用証明書</li> </ul> <p>※1：保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングすること。 ※2：金額に関わる箇所にもマスキングすること。</p>

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
3-13	実施要項	13	第1 9. (2) 様式4-2	<p>予定主任(監理)技術者の工事实績に関し、「JV の場合は構成員の技術者も作成することとするが、各工種の実績は構成員技術者の実績も含めて1件の実績で良い。」とあります。</p> <p>2社JVの場合、どちらかの技術者が実績を持っていれば良い、との解釈で宜しいでしょうか。</p> <p>また、申請した予定主任(監理)技術者が配置できなくなった場合、同等の技術者と変更する事は可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加要件となる道路改良工事もしくはPC橋梁上部工工事においては、参加要件のため実績が重複することになるが、その他の工種はどちらかの技術者が実績を持っていれば良い。</li> <li>申請した技術者の変更について 参加者の都合による変更は原則認めることはできないが、やむを得ず配置できない理由が明確な場合は変更を認めることがある。 この場合、本プロポーザル審査基準による評価点が同等以上の技術者であることを条件とする。 ※ 技術者の変更については、質問2-7の回答も参考とされたい。</li> </ul>
3-14	実施要項	13	第1 9. (2) 様式4-1	<p>「JV の場合は構成員の技術者も作成することとするが、各工種の実績は構成員技術者の実績も含めて1件の実績で良い。」とあります。</p> <p>施工実績における加点評価は代表者の技術者のみの実績で評価を行うのでしょうか。代表者の技術者が実績のない工種を構成員の技術者が実績を持っている場合は加点になるのでしょうか。</p>	<p>構成員の実績も含めて加点評価する。 例えば、代表者の技術者が上下水道工事の実績を有していないが、構成員の技術者が上下水道工事の実績を有していた場合、該当工種を加点する。</p>
3-15	実施要項	17	第2 2. (2) 技術提案に求める 内容	<p>交通安全対策、振動・騒音・粉塵等に関する近隣対策の提案における留意事項」について、大型車両・クレーン・特殊車両の道路通行に関し、道路幅員、時間帯規制等の制約がある箇所はありますでしょうか。</p> <p>また、それらの情報を確認できるHPや資料はどこで入手可能でしょうか。</p>	<p>エリア別・施設別に各種条件が多様なため、特定された施工予定者へ個別に提示する。</p>

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
3-16	実施要項	17	第2 2. (2) 技術提案に求める 内容	「交通安全対策、振動・騒音・粉塵等に関する近隣対策の提案における留意事項」について、大型車両・クレーン・特殊車両の橋梁の通行に関して、橋梁荷重等の制約がある箇所はありますでしょうか。 また、それらの情報を確認できる HP や資料はどこで入手可能でしょうか。	橋梁台帳による制限荷重を判断することを基本とする が、今後、震災の影響等も考慮して判断することとなる。
3-17	実施要項	17	第2 2. (2) 技術提案に求める 内容	「供用中施設の切り回し等仮設計画における留意事項」について、水路・上水・パイプライン・農地復旧を行う場合、工事期間中に最低限維持すべき通水・排水機能や通水時期の条件はありますでしょうか。	耕作者との協議により条件が異なってくるため、今後、エリア毎の技術協力業務の協力により各種条件を定めていく。
3-18	実施要項	17	第2 2. (2) 技術提案に求める 内容	「供用中施設の切り回し等仮設計画における留意事項」について、ポンプ関連設備について、復旧対象ポンプは現在も運転しているのでしょうか。運転している場合、停止可能時間、代替運転条件、先行復旧が必要な設備はありますでしょうか。	応急復旧によりポンプは稼働している。 ポンプ関連設備の施工条件は、エリア別・施設別に各種条件が多様なため、特定された施工予定者へ個別に提示する。
3-19	実施要項	17	第2 2. (2) 技術提案に求める 内容	「交通安全対策、振動・騒音・粉塵等に関する近隣対策の提案における留意事項」について、工事期間中も必ず確保すべき避難路・防災拠点アクセス・緊急車両動線はどこでしょうか。	エリア別・施設別に特定された施工予定者へ個別に提示する。技術提案書の作成においてはエリア共通の視点でマネジメント手法を求めるものであることから、確保すべき避難路・防災拠点アクセス・緊急車両動線について仮定で提案して構わない。提案内容が実態と異なっても合理的な仮定であれば減点評価するものではない。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
3-20	審査基準	3	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	表1 評価基準（企業の実績及び技術者の能力・実績）の内、工事实績の評価内容に「過去10ヵ年間に完成した工事の工種実績」と記載がございます。一方、様式3-2-2注：1には「平成27年4月1日以降に、元請けとして受注し完了した施工実績を記入すること。」と記載がございます。過去10ヵ年間に完成した工事とは平成27年4月1日以降という認識でよろしいでしょうか。	平成27年4月1日以降に完成した工事を対象とする。
3-21	審査基準	3	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	表1 評価基準（企業の実績及び技術者の能力・実績）を拝見させていただきましたところ、工事实績は「完成した工事」のみが評価の対象であり、地域実績については「完成前の工事」も評価の対象と認識しておりますが、認識に誤りはないでしょうか。	企業の地域実績は、完成前の工事を実績として認めるが、技術者の地域実績は、専任の要件に抵触するため、令和8年5月末時点で完成していない工事は実績として認めない。
3-22	審査基準	3	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	表1 評価基準（企業の実績及び技術者の能力・実績）に「地域精通度」に関する評価がございますが、様式テンプレートには関連する様式がございますが、どのように評価するのでしょうか。	輪島市内または石川県内に本店がある参加者を評価するものであることから様式は設けていない。 参加者の本店所在地を確認のうえ評価する。
3-23	審査基準	5	第3 3. (2) 技術提案評価点 表2 評価基準	1) 施工マネジメント手法、2) 技術協力業務の実施方法、の提案とのことですが、2) 技術協力業務の目的の中の1つに1) 施工マネジメント手法の提案があるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、その逆でしょうか。ご教示願います。	質問者の理解のとおりとする。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
3-24	審査基準	5	第3 3. (2) 技術提案評価点 表2 評価基準	評価項目に「1) 事業（工種）複合型一体的 エリア整備における施工マネジメント手法」 とあります。 事業＝工種と理解してよろしいでしょうか。 つまり、道路工事、水道工事、農地工事、橋 梁工事・・・といった複数の工種を複合的に 一体的エリア(各町エリアレベル)として整備 するための施工マネジメント手法との理解で よろしいでしょうか。ご教示願います。	質問者の理解のとおりとする。 (事業＝工種と理解してよい)
3-25	審査基準	5	第3 3. (2) 技術提案評価点 表2 評価基準	評価項目1) に記載のある、エリア全体とは 5 エリアすべてのことを指すのでしょうか。 それとも、応札意思がある特定のエリアのこ とでしょうか。 例えば、1 エリアのみ応札意思がある場合は その1 エリアに限定して記載するのではし ょうか。	1 エリア内を指す。 技術提案では、どのエリアに拘わらず工事マ ネジメントの実行能力を有するかどうかを評 価するが、特定の1 エリアを例に挙げて提 案書を作成する分には構わない。
3-26	審査基準	5	第3 3. (2) 技術提案評価点 表2 評価基準	評価項目1) の評価の視点「その他のエリア 全体の整備を円滑に進めるための提案」に示 す、「その他」とは ① 上記に記載の・3 つ以外の提案を求めている のでしょうか。または、下記の範囲を示 すのでしょうか。 ② 5 エリア全体 ③ 5 エリア以外の災害復旧工事全体 ④ 応札意思のあるエリア内の別発注工事	①のことを指す。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
3-27	審査基準	5	第3 3. (2) 技術提案評価点 表2 評価基準	1) 2) の両方の提案の視点に工程短縮・コスト縮減があります。 設計段階での施工計画において、工程短縮・コスト縮減の施工方法を考えていくとの認識ですが、1) 2) の工程短縮・コスト縮減の位置づけの違いについてご教示願いますか。	1) については2) に比べ広義な意味合いとなり、エリア全体のマネジメント手法を提案する際に、工期短縮やコスト縮減に関連した留意点を指すものである。 2) は設計段階における設計者へ提案する工期短縮やコスト縮減の留意点を指す。
3-28	審査基準	5	第3 3. (2) 技術提案評価点 表2 評価基準	1) ～3) の技術提案を考えるにあたり、今回の技術協力業務において、発注者様側から最低限順守すべき条件（設計条件、施工条件、現場周辺条件など）を提示いただけますか。よろしくお願いたします。	今後の地元及び関係機関協議により多種多様な条件設定となるため、ここで各種条件を示すことはできないが、地域住民及び工事の安全確保、工事に関わる法令遵守を何より優先する条件とする。
3-29	審査基準	5	第3 3. (2) 技術提案評価点 表2 評価基準	評価基準に「提案内容の具体性、相違工夫」とありますが、創意工夫の誤記でしょうか。相違工夫で意図されていることがございましたら、ご教示願います。	公募資料；審査基準の「相違工夫」を「創意工夫」に修正する。  <b>※ 審査基準修正版を参考のこと。</b>
3-30	提出書類 説明書 (様式集)	16,17	様式3-2-2 企業の土木工事实績	注：1には「平成27年4月1日以降に、元請けとして受注し完了した施工実績を記入すること。」と記載がございますが、工事の受注が平成27年4月1日以前であり、完了したのが平成27年4月1日以降の工事は実績として認められないという認識でよろしいでしょうか。	平成27年4月1日以降の完成工事は平成27年4月1日以前の受注であっても実績として認める。
3-31	工事概要図	—	—	以下の復旧内容を具体的な工事内容をそれぞれ教えていただけますでしょうか。 <b>【道路工事】、【農地・農業用施設工事】</b> の施設（水路）、施設（道路、パイプライン）、施設（頭首工、ため池、ポンプ等）農地（田、畑）	調査・設計中のため具体的な工事内容は回答できない。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
3-32	工事概要図	29	①～⑤各エリア 【上下水道工事】	上水道施設浄水場・配水池の復旧とは、建屋の建て替えをするのでしょうか。どのような内容を想定されておりますでしょうか。	浄水場、配水池の施設構造物の撤去・新設、補修等及び機械室等建屋の建て替え等を予定しているが、詳細は特定された施工予定者へ個別に提示する。
3-32	特記仕様書	全般	全般	特記仕様書における「設計者」および「調査職員」とは誰を指すのでしょうか。	設計者：当該エリアの対象工事に関わる設計業務※受託者 ※ 履行期間途中の協定対象業務 調査職員：発注者（当該エリアを担当する輪島市職員）
3-33	特記仕様書	2	6-2(2) 業務内容	「エリア内の工事着手計画」とは具体的にどのような内容の計画を求められているのでしょうか。	エリアを効率的且つ効果的に進めるため、どの工種をどの箇所から着手していくか等について、参加者が考える計画の検討視点、計画の管理手法等を求める。
3-34	特記仕様書	3	6-2(5)② 業務内容	「関係機関協議支援」の関係機関とは、具体的にはどのような機関を想定されているのでしょうか。	石川県、国土交通省、石川県警、北陸電力・NTT等の占有企業が主たる協議先機関となるが、その他の機関については、特定された施工予定者へ個別に示す。
4-1	実施要項	全般	第18.(5) 配置予定技術者の要件	現在施工中の完成時期と、今回の工事着手時期が数か月ラップした場合は監理技術者の兼務は可能でしょうか。 (着手時の工事費は2億未満と仮定)	<u>質問2-7の回答を参照のこと。</u>
4-2	実施要項	3	第13.(2) エリア別工事の規模・内容	整備工事の総量、工事金額の提示がありますが、その算出元となっている災害査定等の資料（インフラの損傷状況がわかる資料）を閲覧・提供いただくことは可能でしょうか。	公募資料に記載のとおり、災害査定時の参考値としているため資料の提供はできない。
4-3	実施要項	9	第18.(4) 同種工事の施工実績要件	建築一式工事主任(監理)技術者について公募型プロポーザル審査基準の評価基準項目には地域の施工実績は「※平成27年4月以降の契約実績とする」と書かれておりますので、施工中の工事も実績として考えてもよろしいでしょうか。	<u>質問3-21の回答を参照のこと。</u>

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
4-4	実施要項	10	第18.(5) 配置予定技術者の要件	現在施工中の輪島市発注工事の監理技術者を完成後速やかに配置する事で、建築一式工事監理技術者としてもよいでしょうか。	<u>質問 2-7 の回答を参照のこと。</u>
4-5	実施要項	10	第18.(5) 配置予定技術者の要件	管理技術者、監理技術者の兼務は可能でしょうか。 申請時は管理技術者と監理技術者を兼務で申請して、工事契約完了時に監理技術者を変更しても良いでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本技術協力業務に限り、兼務を認める。</li> <li>• 監理技術者の変更については以下のとおりとする。 工期が長期に渡るため、少なくとも1年以上の従事期間を経て、工事契約範囲の適切な切れ目で監理技術者の交代を可能とする。なお、交代する技術者は本プロポーザルの公平性の観点から、評価点数において同等以上の技術者を要件とする。 なお、工事契約の履行途中における交代においては、相応な理由がない限り交代を認めることはできない。</li> </ul>
4-6	実施要項	11	第19.(1) 企業の実績等	土木工事实績における「道路改良工事」とは、コリンズによる「その他土木一式工-道路改良工事」の該当のみならず、既存道路の改良を目的としたバイパス道路の工事も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	質問者の理解のとおりとする。
4-7	実施要項	11	第19.(1) 企業の実績等	上記、コリンズに掲載が無い場合の提出書類は、当該工事の契約書および設計図面でよろしいでしょうか。	質問者の認識のとおりとする。
4-8	実施要項	13	第19.(2) 技術者の能力等	様式 4-1 に、予定管理技術者の同種業務実績として「ECI 方式による技術協力業務の実績」を記入することとされています。この実績については、東北震災復旧復興事業における CM 方式や、国・特殊法人等又は地方公共団体が発注する PFI 方式、PPP 方式の技術協力業務の実績は認められますか。	CM 方式、PFI 方式、PPP 方式の実績は認めない。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
4-9	実施要項	20	第4 2. (2) 基本協定、業務委託 契約等に関する事項	「市と施工予定者が協議を行って、修正を行うことができる」とありますが、エリア毎に修正を行うことができるという認識でよろしいでしょうか。	質問者の認識のとおりとする。
4-10	審査基準	—	—	プレゼン時の参加者は何名まででしょうか	実施要項「第3 4. 施工予定者の選定」を参照のこと。
4-11	審査基準	—	—	プレゼンターの条件はございますか、基本は管理技術者または監理技術者のどちらか1名が説明となりますでしょうか。	プレゼンターの条件はない。プレゼンの内容に応じて発表者を変えても良い。
4-12	審査基準	—	—	質疑応答ではプレゼンター以外の者が回答した場合は減点等のマイナス評価はございますか。	回答者の制約は無く、質問の内容に応じて回答者を変えても良い。この場合のマイナス評価については回答を差し控える。
4-13	特記仕様書	3	6-2. (7) 図面修正、数量計算	「図面修正、数量計算」において、特記仕様書(案)記載の「施工計画に係る図面の修正」とは技術提案等にもとづく設計図の修正は別途という認識でよろしいでしょうか。	技術提案等にもとづく設計図の修正は、「図面修正、数量計算」に含まれる。
4-14	特記仕様書	3	6-2. (8) 被災調査の協力	「被災調査の協力」について費用の決定方法は、施工予定者からの見積に基づく価格交渉によるものと考えてよろしいでしょうか。	質問者の認識のとおりとする。
4-15	工事概要図	2,8,13 19,25	①～⑤各エリア 【道路工事】	各路線の道路境界は確定されているという認識でよろしいでしょうか。	基本的に用地買収はなく、復旧対象の道路境界は確定している。
4-16	工事概要図	2,8,13 19,25	①～⑤各エリア 【道路工事】	道路境界を越境している既存家屋等がある場合の対応は別途と考えてよろしいでしょうか。	震災により官民境界に影響が生じている状況は無い。
4-17	工事概要図	3,9,14 20,21 26-28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	各橋記載の「(補修)(部分架替)(架替)」の違いをそれぞれご教示ください。	工事概要図修正版(橋梁工事、農地・農業用施設工事を一部修正)を参照のこと。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
4-18	工事概要図	3,9,14 20,21 26~28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	架替、部分架替、補修の判定基準はどのようなものでしょうか。	設計業務における検討結果による。
4-19	工事概要図	3,9,14 20,21 26~28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	架替は、桁架替・支承交換だけなのか、下部工改良を含むのでしょうか。	工事概要図修正版（橋梁工事、農地・農業用施設工事を一部修正）を参照のこと。
4-20	工事概要図	3,9,14 20,21 26~28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	架替および部分架替は、通行止め（迂回）を想定しているか。代替路（仮橋）を想定されておりますでしょうか。	迂回計画については、各橋梁の規模や周辺環境、今後の地元及び関係機関協議等に応じた設計検討が必要なため、特定された施工予定者へ個別に提示する。
4-21	工事概要図	3,9,14 20,21 26~28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	護岸工事、橋梁工事（別途発注）の調整は輪島市様でしょうか、請負者でしょうか。	工事調整は基本的に発注者によるものとするが、調整協議にあたり資料作成及び工法説明等の技術協力業務による支援を求めることもある。
4-22	工事概要図	3,9,14 20,21 26~28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	河川内での作業は通期施工可能でしょうか、非出水期となるのでしょうか。	2級以上の河川内工事においては、原則、非出水期の施工とするが、施工計画の検討・河川管理者との協議による。なお、周辺地域への出水影響が大きいと判断される場合は、一般河川においても出水期の施工制約を課す場合がある。
5-1	実施要項	9	第18.(3) 参加者の有資格要件 ①、③	異工種特定JVは国土交通省 異工種建設工事共同企業体の取扱いについてより、「互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体」と明記されているため、異工種特定JVの「土木一式工事」の役割を担う代表以外の構成員は、「建築工事業」の特定建設業許可および輪島市建設工事競争入札参加資格における建築一式工事A等級を有している必要はないという認識でよろしいでしょうか。	質問者の認識のとおりとする。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
5-2	実施要項	9	第1 8. (3) 参加者の有資格要件 ①	特定JVの代表以外の構成員について、「建築工事業」の特定建設業許可を有している必要はないという認識でよろしいでしょうか。	質問者の認識のとおりとする。
6-1	実施要項	1	第1 2. (2) 履行期間	本業務の履行期間が『業務委託契約締結日の翌日から令和12年12月20日まで(予定)』とありますが、設計業務(PM業務)の委託期間が令和9年度末で発注になっています。令和10年度以降の技術協力業務は何を想定されているのかご教示ください。	技術協力業務=本プロポーザルの技術協力業務との認識で回答する。 令和10年度以降の技術協力業務の実施内容は、設計業務(PM業務)の委託期間に関わらず、特記仕様書(案)のとおりとする。
6-2	実施要項	1	第1 2. (2) 履行期間	業務委託契約締結日の翌日から令和12年12月20日まで(予定)とありますが、基本的な工程表をご提示いただけないでしょうか？また、期間が伸びた場合は、設計変更の対象となるのでしょうか。ご教示ください。	令和12年度に至るまで、事業に関連する設計業務の履行期間に応じて技術協力業務を実施する。 履行期間の延伸については、現時点では想定していない。
6-3	実施要項	2	第1 2. (6) 実施形態	『価格交渉～工事契約の手続は、設計の進捗状況に応じてエリア内の着手可能な範囲を定め、随時実施するものとするが、当該施工範囲の価格交渉が成立しなかった場合は、本プロポーザル評価の次順位者と同様の手続を行うものとする。なお、次順位者との交渉が成立しない場合は、別途工事発注を予定する。』とありますが、価格は設計業務が完了している項目での交渉となるとの理解で宜しいでしょうか。設計が終了していない項目は別途価格交渉となるのでしょうか。ご教示ください。	質問者の理解のとおりとする。 原則、設計完了項目の工事内容に対し、都度、価格交渉を実施する。
6-4	実施要項	3	第1 3. 対象工事の概要	橋梁工事、農地・農業用施設工事、河川工事等工程制限はあるでしょうか。ご教示ください。	河川の等級により非出水期の施工条件がある(質問4-22の回答を参照のこと)。その他、関係機関や地元等との協議により工程上の制約が生じる。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
6-5	実施要項	3	第1 3. 対象工事の概要	標準案で設定している道路工事、河川工事、上下水道工事、農地・農業用施設工事の具体的な工種もしくは代表的な工事をご教示ください。	代表的な工種は工事概要図修正版（橋梁工事、農地・農業用施設工事を一部修正）に示すとおりとするが、道路工事においては、路面舗装工、路側排水工が代表的工種となる。 公募資料の工事概要図に示す以外の工種詳細は設計業務完成後、特定された施工予定者へ個別に提示する。
6-6	実施要項	7	第1 8. (3) 参加者の構成	共同企業体の参加者数は何者までか。また、出資比率の下限は何%かをご教示ください。	<u>質問 2-2 の回答を参照のこと。</u>
6-7	実施要項	9	第1 8. (3) 参加者の有資格要件	技術協力業務の中に④工事費管理業務、⑥設計調整協議、⑦図面修正、数量計算、⑧被災調査の協力等があり、建設会社以外の力も必要かと思われます。共同企業体の構成員に設計会社（(3)参加者の有資格要件に満たない）の追加を認めていただくことは可能でしょうかご教示ください。	建設業の有資格を持たない設計コンサルタント等を構成員とする共同企業体は認めない。 協力会社として実施体制を組成することについては問題ない。
6-8	実施要項	9	第1 8. (3) 参加者の有資格要件	異工種特定 JV の土木工事一式工事の役割を担う構成員は、「土木工事業」の特定建設業許可を受けかつ、輪島市建設工事競争入札参加資格において土木一式工事 A 等級を有していれば良いかご教示ください。（代表者が土木工事業と建築工事業の特定建設業許可を受けており、輪島市建設工事競争入札参加資格において土木一式工事 A 等級、建築一式工事 A 等級を有している場合）	土木一式工事の役割を担う構成員は「土木工事業」の特定建設業許可を受け、かつ、輪島市建設工事競争入札参加資格において土木一式工事 A 等級を有することを要件とする。
6-9	実施要項	10	第1 8. (5) 配置予定技術者の要件	異工種特定 JV の代表者以外の工事担当構成員の土木技術員、建築技術者は専任が必要かご教示ください。	構成員の主任技術者は専任を要件とするが、その他担当技術者については専任を要件とするものではない。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
6-10	実施要項	10	第18.(5) 配置予定技術者の要件	特定JVの代表者以外の工事担当構成員の土木技術員は専任が必要かご教示ください。	上記回答に同じ。
6-11	実施要項	10	第18.(5) 配置予定技術者の要件	異工種特定JVは建築工事代表者の監理技術者の専任配置のみで応募が可能かご教示ください。	建築工事を担当する筆頭構成員及びその他構成員に主任(監理)技術者の専任配置を求める。
6-12	実施要項	10	第18.(5) 配置予定技術者の要件	1) 技術協力業務の管理技術者は特定JV、異工種JV共に1名配置で良いかご教示ください。	技術協力業務の管理技術者はJVの形態を問わず代表者より1名配置のこと。
6-13	実施要項	10	第18.(5) 配置予定技術者の要件	2) 本工事の契約～施工を異工種(2者JV)で参加する場合、主任(監理)技術者は土木工事2名配置(代表者1名、代表者以外1名)、建築工事2名配置(代表者1名、代表者以外1名)、計4名配置かご教示ください。	<p>企業体全体で2者構成という条件で回答する。 2者の役割により以下の通りとなる。</p> <p>ケース1：A社が土木担当でB社が建築担当 土木技術者1名(A社) 建築技術者1名(B社) ⇒計2名配置</p> <p>ケース2：A社、B社双方が土木・建築を担当 土木技術者2名(A社、B社) 建築技術者2名(A社、B社) ⇒計4名配置</p> <p>ケース3：A社は土木・建築を担当、B社は建築のみ 土木技術者1名(A社) 建築技術者2名(A社、B社) ⇒計3名配置</p>

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
6-14	実施要項	10	第1 8. (5) 配置予定技術者の要件	2) 本工事の契約～施工を異工種（3者JV）で参加する場合、主任（監理）技術者は土木工事3名配置（代表者1名、代表者以外2名）、建築工事3名配置（代表者1名、代表者以外2名）、計6名配置かご教示ください。	企業体全体で3者構成という条件で回答する。 3者の役割により以下の通りとなる。 ケース1：A社、B社が土木担当でC社が建築担当 土木技術者2名（A社、B社） 建築技術者1名（C社） ⇒計3名配置 ケース2：A社、B社、C社共に土木・建築を担当 土木技術者3名（A社、B社、C社） 建築技術者3名（A社、B社、C社） ⇒計6名配置 ケース3：A社は土木・建築を担当、B社は土木のみ担当 C社は建築のみ担当 土木技術者2名（A社、B社） 建築技術者2名（A社、C社） ⇒計4名配置
6-15	実施要項	11	第1 9. (1) 企業の実績等	PC橋梁上部工工事の工事实績は橋の使用目的は問わないか。また、ポストテンション・プレテンションのどちらでも工事实績になるかご教示ください。	橋梁の使用目的は問わない。 ポストテンション・プレテンションのどちらでも工事实績として認める。
6-16	実施要項	11	第1 9. (1) 企業の実績等	土地改良工事の工事实績は公園工事、震災復興の基盤整備工事も工事实績になるかご教示ください。	<u>質問2-12の回答を参照のこと。</u>
6-17	実施要項	11	第1 9. (1) 企業の実績等	輪島市発注の工事で河川内農業施設の復旧も加算要素になるかご教示ください。	<u>質問2-12の回答</u> に該当する工事であれば土地改良工事の実績として認める。
6-18	実施要項	12	第1 9. (2) 技術者の能力等	工事实績の内「道路改良工事」は道路土工の内地盤改良工、法面工も工事实績になるかご教示ください。	<u>質問2-3の回答を参照のこと。</u>
6-19	実施要項	12	第1 9. (2) 技術者の能力等	工事实績の内「道路改良工事」は道路新設、改修のための仮栈橋の構築も工事实績になるかご教示ください。	<u>質問2-3の回答を参照のこと。</u>

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
6-20	実施要項	12	第19.(2) 技術者の能力等	工事实績の内「上下水道工事」は管路以外の推進・シールド工事、取水・浄水・下水処理場施設工事も工事实績になるかご教示ください。	工事实績として認める。
6-21	実施要項	12	第19.(2) 技術者の能力等	工事实績の内「土地改良工事」は農業農村整備工事の分野であれば工種や工法は問わないでしょうか。また、上記工事の管路・水路工事も工事实績になるかご教示ください。	土地改良工事の工事实績は工種や工法を問わない。 <u>質問 2-12 の回答を参照のこと。</u>
6-22	実施要項	13	第19.(2) 技術者の能力等	予定管理技術者の同種業務実績 ECI 方式による技術協力業務の実績を記入とありますが、東日本大震災後の復興事業における CM 方式等は、技術協力業務として認めていただくことは可能でしょうかご教示ください。	<u>質問 4-8 の回答を参照のこと。</u>
6-23	実施要項	13	第19.(2) 技術者の能力等	石川県内の公共工事が含まれる場合は加点要素とするとの記載がありますが、令和6年能登半島地震国道249号道路啓開工事等震災復旧も工事实績として認めていただけるのでしょうか(工期が3か月未満)ご教示ください。	実績として認める。
6-24	実施要項	14	第19.(2) 技術者の能力等	公営建築は主に改修工事ですが、建築物の工事实績について改修工事、仮設工事等の新設工事以外も工事实績になるかご教示ください。	新設工事以外も実績として認める。
6-25	実施要項	12~14	第19.(2) 技術者の能力等	予定工事の主任(監理)技術者の施工実績は該当工種の施工期間に従事していれば良いか、全体工事の全工期従事が必要かご教示ください。	複合工種の工事を実績として挙げる場合は、該当工種の施工期間に従事していたことが確認できた場合、実績として認める。なお、該当工種の施工期間が確認できる施工計画書等の資料を別途提出のこと。 工事全体の実績を該当工種実績として挙げる場合は、以下の従事期間を必要とする。 ・工期16か月未満の工事：全工期×0.75以上の従事期間 ・工期16か月以上の工事：12か月以上の従事期間

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
6-26	実施要項	17	第2 2. (3) 技術提案書作成に係る既存資料の閲覧	技術提案書に作成に必要な資料（設計、調査、図面等）の閲覧は「電子メールにて期日まで連絡までに連絡すること」とあるが閲覧可能日及び閲覧方法をご教示ください。	事務局宛の希望メール着信後、閲覧可能日時及び閲覧方法について連絡する。
6-27	実施要項	18	第2 4. (2) 選定方法②二次選考	プレゼンテーションの出席者は「5名以内とすること」とあるが説明者を限定する事項がないので応募者の判断で良いかご教示ください。	説明者の制約はなく、応募者の判断で良い。
6-28	審査基準	5	第3 3. (2) 技術提案評価点表2 評価基準	評価項目『2) 技術協力業務の実施方法に関する提案』の内、提案の視点『供用中施設の切り回し等仮設計画における留意事項』と記載がありますが、供用中施設とは具体的にどの施設を想定しているのでしょうか。ご教示ください。	例えば、一般交通のある道路を規制により工事する場合、その道路を供用中施設と言う。
6-29	特記仕様書	2	6-2. (1) 設計図全般に対する技術検証	「受注者は、設計者が行う設計の内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。」との記載がありますが、上記の技術提案は、プロポーザル実施要領における技術提案書とは違うと考えて良いかご教示ください。	技術協力業務の実施における設計者への技術提案を指すものであり、本プロポーザルの技術提案書とは異なる。
6-30	特記仕様書	2	6-2. (1) 設計図全般に対する技術検証	上記質問の技術提案がプロポーザル実施要領における技術提案書と同一の場合、エリアと工種を特定できないため、共通工種の設計内容を公表が可能かご教示ください。	

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
6-31	特記仕様書	2	6-2.(3) 技術情報等の提出	「技術提案の適用判断の際に必要な、技術提案に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積り、見積根拠等を提出するものとする。」との記載は、受注後に設計全般に対する技術検証後の技術提案であるとの考えで良いかご教示ください。	質問者の認識のとおりとする。
6-33	提出書類 説明書 (様式集)	31	様式5-2② 技術協力業務の実施 方法に関する提案	記載されている<提案の視点>が(様式5-2①)と同様の内容が記載されていますが、様式①と②では同様の<提案の視点>が求められていると認識して良いかご教示ください。	提案の視点については、実施要項17頁及び審査基準5頁表2の記載を正とする。 様式集の注意事項を修正する。
6-34	工事概要図	全般	①～⑤各エリア	①～⑤各エリアの設計の進捗状況をご教示ください。	令和8年7月時点見込みにおいて履行中の設計者数に限り回答する。 <u>質問 1-2 の回答を参照のこと。</u>
6-35	提出書類 説明書 (様式集)	30~32	様式5-2②～③ 技術協力業務の実施 方法に関する提案	記載する文字の行間に制限はありますか。ご教示ください。	行間に制限は無い。 読み易さが評価に影響することを留意されたい。
6-36	提出書類 説明書 (様式集)	30~32	様式5-2①～③ 技術協力業務の実施 方法に関する提案	文章を補完するために使用する写真、イラスト、図、模型写真等に記載する文字の大きさは本文と同じ10pt以上にする必要はありますか。ご教示ください。	図表等の文字の大きさに制限は無い。 小さく潰れて読み取れない図表は評価されないことを留意されたい。
6-37	工事概要図	2,8,13 19,25	①～⑤各エリア 【道路工事】	道路工事を実施するにあたり、近接する法面が崩落している場合、道路工事の中に法面工事が含まれるのでしょうか。ご教示ください。	市道に面している崩壊法面の復旧も道路工事の対象工種として含まれる。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
6-38	工事概要図	3,9,14 20,21 26-28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	橋梁工事について、以下ご教示ください。 ① 橋梁毎に現況調査資料があれば配布願えないでしょうか。 ② 下部工（支承、橋台）は業務範囲外と考えると良いでしょうか。 ③ 基礎の支持力は確保できていると考えると良いでしょうか。	架け替えの対象工種を示した <u>工事概要図修正版(橋梁工事、農地・農業用施設工事を一部修正)</u> を参照のこと。 ①調査も含めた設計が履行中のため配布できない。 ②下部工は業務対象とする。 ③設計中のため回答できない。
6-39	工事概要図	15,22	③門前西部エリア ④門前東部エリア 【河川工事】	河川工事（門前東部・西部）について、以下ご教示ください。 ① 河川工事毎に現況調査資料及び補修計画図があれば配布願えないでしょうか。 ② 各構造物の支持力は確保されていると考えると良いでしょうか。	①調査も含めた設計が履行中のため配布できない。 ②設計中のため回答できない。
6-40	工事概要図	5,11 17,24 30	①～⑤各エリア 【農地・農業用施設工事】	農地・農業用施設工事については以下ご教示ください。 ① 水路、農地（田畑）の調査結果があれば配布願えないでしょうか。 ② 浄水場、頭首工、ため池、配水池、ポンプ等の調査結果（完了分のみ）配布願えないでしょうか。	①調査も含めた設計が履行中のため配布できない。 ②同上
6-41	工事概要図	4,10 16,23 29	①～⑤各エリア 【上下水道工事】	上下水道工事については、以下ご教示ください。 ① 既設管の調査結果（完了分のみ）を配布願えないでしょうか。 ② 頭首工、ため池、配水池、ポンプ等の調査結果（完了分のみ）を配布願えないでしょうか。	①調査も含めた設計が履行中のため配布できない。 ②同上

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
7-1	実施要項	10	第1 8. (5) 配置予定技術者の要件	予定工事に配置する主任(監理)技術者は詳細設計完了後、実際に工事を施工する際の約1年後に配置することとなるのですが、現時点での技術者は現時点で予定している技術者という解釈でよろしいでしょうか？	エリアや工種によっては令和8年度着手予定の工事もあることから、配置予定が1年後の技術者を評価することはできない。
7-2	提出書類 説明書 (様式集)	24~26	様式4-2 技術協力業務の実施 方法に関する提案	予定工事の主任(監理)技術者は工事契約する工種ごとに複数名配置することになるかと思えます。様式4-2に記載する技術者は複数名記載する形でよろしいでしょうか？	エリア内の複数工種は一体工事とみなし、主任(監理)技術者の配置は1名とする。
7-3	—	—	—	予定工事の主任(監理)技術者は同じ要件を満たす技術者であれば交代可能でしょうか？	<u>質問4-5の回答を参照のこと。</u>
7-4	—	—	—	工事契約は複数に分かれることになるかと思えますが、構成員の技術者は複数工事を兼務することでよろしいでしょうか？	エリア内の複数工種は一体工事とみなし、複数の工事契約を兼務することで良い。
7-5	—	—	—	市内業者の人手不足に対応するため、他発注者(北陸地方整備局、石川県)ではJV構成員の技術者の専任を求めない(地域維持型JV)こととなっておりますが、今回工事も同様と考えてよろしいでしょうか？	構成員毎に主任(監理)技術者の専任を求めるものとする。本工事においては地域維持型JVの運用は考えていない。
8-1	実施要項	5	第1 4. 選定から契約までの流れ	建設工事対象5エリアの希望順位表を基に、第一希望の多いエリア順に施工予定者を特定する。との記載があります。例えば、第2希望で提出したエリアが第一希望で最も多いエリアとして選定された場合も、選定対象者とされるのでしょうか。	選定対象とする。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
8-2	実施要項	10	第1 8. (5) 配置予定技術者の要件	コリンズで公共事業の分野が「道路」であれば施工実績として認められるという判断でよろしいでしょうか。トンネル工事や土工事等の工種は問われていないという認識でよろしいでしょうか。	<u>質問 2-3 の回答を参照のこと。</u> (トンネル工事は道路改良工事とは異なる)
8-3	実施要項	10	第1 8. (5) 配置予定技術者の要件	工期と同一期間の従事期間が必要でしょうか。施工実績として認められる従事期間の定義をお示してください。 (Ex.工期の 1/3 以上等)	<u>質問 6-25 の回答を参照のこと。</u>
8-4	審査基準	3	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	JV での施工実績の場合は持分出資比率が20%以上あれば実績として認められると考えてよろしいでしょうか。	20%以上の JV 構成員としての施工実績を認める。
8-5	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	企業及び技術者の加点点評価基準に「土地改良工事」とありますが、コリンズの公共事業の分野が「農業農村整備」として登録されている工事であれば施工実績として認められるという判断でよろしいでしょうか。	コリンズの公共事業の分野が「農業農村整備」として登録されている工事であれば施工実績として認める。 <u>質問 2-12 の回答を参照のこと。</u>
8-6	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	技術協力業務 予定管理技術者と土木一式工事主任（監理）技術者を同一技術者で申請した場合でも、それぞれの評価項目で加点対象となるのでしょうか。	それぞれの評価項目で加点対象とする。
8-7	審査基準	3~4	第3 3. (1) 企業の実績及び 技術者の能力・実績 表1 評価基準	技術協力業務予定管理技術者、土木一式工事主任（監理）技術者及び建築一式工事主任（監理）技術者の施工実績について、工期と同一期間の従事期間が必要でしょうか。施工実績として認められる従事期間の定義をお示してください。(Ex.工期の 1/3 以上等)	<u>質問 6-25 の回答を参照のこと。</u>

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
8-8	提出書類 説明書 (様式集)	21~29	様式4-1~3 技術者の経歴等	配置予定技術者申請に人数制限はあるのでしょうか。 また、複数名申請が可能な場合は一番得点の低い技術者で評価されるのでしょうか。	原則1名の申請とする。
8-9	提出書類 説明書 (様式集)	21~26	様式4-1~2 技術者の経歴等	管理技術者(技術協力業務)と監理技術者(土木工事)を兼務することは可能でしょうか。	<u>質問2-6の回答を参照のこと。</u>
9-1	実施要項	5	第14.(2) 選定方法	『(異工種エリア)を希望順位に挙げる参加者が5者に満たない場合は、異工種エリア希望者を追加選考する』とありますが、異工種エリアを希望する参加者を5者になるように、1次審査の得点上位10者に追加するという理解で宜しいでしょうか。	質問者の理解のとおりとする。
9-2	実施要項	6	第14.(5) 工事請負契約までの流れ	円滑かつ迅速に復興を進めるために設計が完成した部分から、工事請負契約を結ぶことは可能でしょうか。	施工予定者と協議の上、設計が完成した部分から工事契約することを可能とする。
9-3	実施要項	10	第18.(5) 配置予定技術者の要件	工期が長いため、工事範囲の適切な切れ目での監理技術者の交代は可能でしょうか。	<u>質問4-5の回答を参照のこと。</u>
9-4	実施要項	11	第19.(1) 企業の実績等	輪島市発注工事が含まれている場合は加点要素とする・・・について、貴市の農林水産課様より農地復旧工事を実施している場合、その契約書をもって実績として提出してよろしいでしょうか。	本市工事の契約書をもって実績として提出することを認める。
9-5	実施要項	11	第19.(1) 企業の実績等	要項で求められる工種以外の実績で、農地復旧工事の実績を記載した場合、加点対象となりますでしょうか。	地域要件の工事实績として加点対象とする。 この場合、土地改良工事の実績欄に記載することで良い。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
9-6	実施要項	11	第1 9. (1) 企業の実績等	異業種特定JVとした場合、乙型のパターンでA社・B社企業体で申請したとき、土木一式工事(④, ⑤エリア)の代表者A社から監理技術者を登録し、建築一式工事(①, ②, ③エリア)の監理技術者が構成員B社から登録することは可能でしょうか。	可能とする。
9-7	審査基準	5	第3 3. (2) 技術提案評価点 表2 評価基準	評価基準の実現性について、『類似実績など』と記載がありますが、提案時内容を裏付ける実績であれば、ECI業務以外の実績でも評価対象となる可能性はあると理解して宜しいでしょうか。	類似性が確認できればECI業務以外の実績でも評価対象とする。
9-8	基本協定書	1	(技術協力等) 第3条	『発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、』との記載がありますが、発注者が別途反対の意思表示を行う事由の具体例を提示いただけないでしょうか。	本工事における仕様及び積算方法の提案に対し、適正な価格設定と著しく乖離していると市が判断した場合等を指す。
9-9	基本協定書	2	(価格等の交渉) 第5条4	『全体工事費調書等及び参考見積書等の提出を求めるに当たっては、その旨を書面にて事前に通知する』とありますが、通知を受領してから提出までの期間はどの程度を想定されていますでしょうか。	対象工事の内容や数量により異なる。当該工事の工事工程計画を踏まえ、適宜協議により期間を設定する。
9-10	基本協定書	2	(価格等の交渉) 第5条5	『参考額と全体工事費や参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、』とありますが、著しい乖離とはどの程度の乖離を想定されていますでしょうか。±0%等の目安があればご教示ください。	その内容の妥当性が認められる場合は、乖離幅の目安にとらわれるものではない。
9-11	基本協定書	2	(価格等の協議の 不成立) 第7条	交渉が不成立と確定するまでの交渉期間について、どの程度の期間を想定されていますでしょうか。	交渉期間の期限設定は設けていない。全体工事工程に支障とならない範囲で合意に向けた交渉を行う。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
9-12	基本協定書	3	(価格等の協議の 不成立) 第7条3	『評価結果次点者の交渉が困難な場合は、別途工事発注を予定する』とありますが、協議が不成立となった施工予定者が別途工事発注される工事へ応札することは可能でしょうか。	交渉不成立後、別途発注工事に応札することについて、妨げるものはない。
9-13	技術協力業務委託契約書	1	—	本契約書における【受注者】は別紙1の基本協定書(案)における【施工予定者】と同義と理解して宜しいでしょうか。	質問者の理解のとおりとする。
9-14	設計協力協定書	1	—	別紙3は設計協力協定書(案)となっていることから、優先交渉権者決定後、貴市と優先交渉権者の間で協議し内容を決定するとの理解で宜しいでしょうか。	発注者、設計者、施工予定者の3者間で協議し、内容を決定する。(発注者、施工予定者の2者間ではない)
9-15	特記仕様書	全般		本仕様書における【受注者】は別紙1の基本協定書(案)における【施工予定者】と同義と理解して宜しいでしょうか。	質問者の理解のとおりとする。
9-16	特記仕様書	1	4. 土地の立入り等	立入に際して身分証明書の交付が必要となる「土地」の定義について、「6-1 対象工事の概要で記載した工事場所」等、本特記仕様書の当該項目において範囲を明示いただけないでしょうか。	土地の定義は、本業務に係るすべての土地を指す。例えば、エリア対象外に資機材の仮置き場等を設置するために土地の立入が必要となる場合もある。
9-17	特記仕様書	3	6-2.(4) 工事費管理支援	調査職員とは貴市担当職員との理解で宜しいでしょうか。	質問者の理解のとおりとする。
9-18	特記仕様書	3	6-2.(5) 地元及び関係機関との協議資料作成支援	「(5) 地元及び関係機関との協議資料作成支援」業務は貴市と契約を結んだ設計コンサルタントを支援するという理解で宜しいでしょうか。具体的な支援内容についてご教示ください。	設計段階における協議資料作成支援においては、設計コンサルタントを支援するという理解で良い。 設計完成後において、例えば、施工予定者の提案による仮設道路切り回し等の協議を実施する場合、技術協力業務に工事概要等の資料作成を求める。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
9-19	特記仕様書	3	6-2.(5) 地元及び関係機関との協議資料作成支援	現時点で判明している関係機関について具体的な対象機関名を明示いただけないでしょうか。	<u>質問 3-34 の回答を参照のこと。</u>
9-20	特記仕様書	3	6-2.(6) 設計調整協議	「(6)設計調整協議」は貴市担当課と設計者、受注者の3社協議の位置づけの理解で宜しいですか。また回数は各工種2回と設定されていますが、初回打合せ、最終協議以外で打合せが必要な場合、設計変更対象でしょうか。	質問者の理解のとおりとする。 打合せ・協議は回数実績に応じて変更対象とする。
9-21	特記仕様書	3	6-2.(8) 被災調査の協力	実施の具体的な仕様は別途協議とありますが、現地での物理的作業を伴う調査協力については、別途清算対象となると理解して宜しいでしょうか。	質問者の理解のとおりとする。
9-22	特記仕様書	4	9. 打合せ協議	打合せ協議は対象エリア全体的な事項についての協議でしょうか。	技術協力業務の対応方針や変更等に係る対応実績について協議する。
9-23	個人情報取扱特記事項	—	—	本特記事項における【受注者】は別紙1の基本協定書(案)における【施工予定者】と同義と理解して宜しいでしょうか。	質問者の理解のとおりとする。
9-24	提出書類 説明書 (様式集)	21~29	第2 3. 様式5-2③ 技術協力業務の実施体制及び施工時の実施体制	「参加者を特定できる記載事項の禁止等に参加者を特定できるような表示は一切付さないこと」とありますが、技術提案3)技術協力業務の実施体制及び施工時の実施体制(様式5-2③)の提案書に体制表として参加者(申請者)以外の協力会社の具体的企業名等も記載できないということでしょうか」	協力会社の具体的企業名等も記載してはならない。 どのような実績・能力等を有する会社を体制にどのような形で組み込むのかを記載のこと。
9-25	工事概要図	3,9,14 20,21 26~28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	公表されている概算工事費に 架替・部分架替・補修は上部工だけではなく、下部工も含まれるのでしょうか？	<u>工事概要図修正版(橋梁工事、農地・農業用施設工事を一部修正)を参照のこと。</u>

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
9-26	工事概要図	3,9,14 20,21 26~28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	架替・部分架替・補修の対象に下部工が含まれる場合、被災状況の調査結果から下部工の基礎部分（杭）及びフーチング部分には大きな損傷が無く、橋脚や橋台の堅壁・胸壁の補修・補強のみを実施すると考えて宜しいでしょうか。	設計業務の検討成果による。
9-27	工事概要図	3,9,14 20,21 26~28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	各橋梁の架替・部分架替・補修の開示されている概算工事費における判断基準と工事内容をご教示下さい。	<u>工事概要図修正版(橋梁工事、農地・農業用施設工事を一部修正)を参照のこと。</u> 概算工事費は工事概要図に記載のとおり、災害査定の間略工事費を参考値としている。
9-28	工事概要図	3,9,14 20,21 26~28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	橋梁の架替・補修の順番について地元説明を行っていただければ、その資料をご提示ください。	橋梁の架替・補修の順番について詳細な地元説明はまだ実施していない。
9-29	工事概要図	3,9,14 20,21 26~28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	下高根尾橋の橋種が「鋼単純」と記載されていますが、「鋼2径間」ではないでしょうか。	質問者指摘のとおりであり、図面を修正する。 <u>工事概要図修正版(橋梁工事、農地・農業用施設工事を一部修正)を参照のこと。</u>
9-30	工事概要図	3,9,14 20,21 26~28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	ふれあい橋の橋種が「PC2径間」と記載されていますが、「PC単純」ではないでしょうか。	質問者指摘のとおりであり、図面を修正する。 <u>工事概要図修正版(橋梁工事、農地・農業用施設工事を一部修正)を参照のこと。</u>
9-31	工事概要図	3,9,14 20,21 26~28	①～⑤各エリア 【橋梁工事】	亀部田歩道橋の橋種が「PC単純」と記載されていますが、「鋼単純」ではないでしょうか。	質問者指摘のとおりであり、図面を修正する。 <u>工事概要図修正版(橋梁工事、農地・農業用施設工事を一部修正)を参照のこと。</u>
9-32	工事概要図	4,5,10 16,23 29	①～⑤各エリア 【上下水道工事】	復旧管路は、現状で送配水や流下ができない管路を復旧する（工事中の仮切回しが不要）と考えて宜しいでしょうか。	応急復旧により送配水や流下ができている管路も対象としている。
9-33	工事概要図	4,5,10 16,23 29	①～⑤各エリア 【上下水道工事】	「水道移設補償」は「下水道復旧管路(汚水)」に伴う水道移設との理解で宜しいでしょうか。	質問者の理解のとおりとする。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
9-34	工事概要図	4,5,10 16,23 29	①～⑤各エリア 【上下水道工事】	「下水道復旧管路(汚水)」とは、図示された範囲の既設管を全撤去し、新たに管を敷設するとの理解で宜しいでしょうか。	既設管の部分的な撤去・新設、ライニング等の補修も一部含まれている。
9-35	工事概要図	7,12 18	①②③エリア 【建築工事】	輪島西部・輪島東部・門前西部エリアの建築工事施設(計22施設)において、建築・外構・電気設備・機械設備の基本計画資料・図面・工事概要があればご教示ください。	既発注⇒入札不調となった8工事の公募資料は資料閲覧にて提供する。
9-36	工事概要図	7,12 18	①②③エリア 【建築工事】	建築工事が含まれるエリア(輪島西部、輪島東部、門前西部)と土木工事のみのエリア(門前東部、町野)の技術提案書について、建築工事が含まれるエリアは提案書記載事項が多くなると思いますが、提案書の枚数は建築工事の有無にかかわらず各様式の指定枚数となるのでしょうか。	提案書の枚数は建築工事の有無に拘わらず各様式の指定枚数以内とする。
9-37	工事概要図	全般	全般	5つのそれぞれの施工エリア内で、発注者として特に早期復旧を期待されている「道路区間」「橋梁」「導線」「施設」等がございましたら、可能な範囲でご教示ください。	エリア全体を早期に復旧できるよう工事着手計画等の技術提案を求めるものである。 具体的な早期対応すべき施設等については、施工予定者特定後、個別に協議する。
9-38	工事概要図	全般	全般	発注者として認識されている、(または仮定している)資機材搬入路、仮設ヤード、交通規制に関する制約条件があればご教示ください。	施工者の視点で提案を求めるものである。
9-39				橋梁に関して、施工性を踏まえた構造形式・架設方法等の代替案提示(設計への変更反映)の範囲について、発注者のお考え(尊重すべき基本設計条件(設計図書)、変更検討の余地等)をご教示ください。	施工者の視点で提案を求めるものである。
9-40				詳細調査の結果、桁の健全性が確認された場合、桁の再利用を計画することは可能でしょうか。	履行途中の橋梁設計成果次第となるため、特定された施工予定者と個別に検討する。

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
9-41	事前公表との主要変更点	—	3. 特殊橋梁上部工の別途発注	左記資料によると、橋梁の「架替」は「旧橋撤去、下部工、仮橋等の仮設工、上部工」と想定されます。 記載の考えで宜しいでしょうか。	質問者の認識のとおりとする。 工事概要図の凡例に示す「架替」は「架替（上下部一式）」に修正する。 <b><u>工事概要図修正版（橋梁工事、農地・農業用施設工事を一部修正）を参照のこと。</u></b>
10-1	実施要項	1	第1 2. (3) 実施形態	技術協力業務として、①～⑨にて具体的に項目が示されています。設計コンサルタントは、技術協力業務の過程で必要となった設計の修正及び新たな設計を実施すると思いますが、その過程でプロジェクトマネジメント会社はどのような役割を担当されますか。	プロジェクトマネジメント会社は発注者の役割を補完するものである。
10-2	実施要項	2	第1 2. (6) 実施形態	「価格交渉～工事契約の手続は、設計の進捗状況に応じてエリア内の着手可能な範囲を定め、随時実施するものとするが、当該施工範囲の価格交渉が成立しなかった場合は、本プロポーザル評価の次順位者と同様の手続を行うものとする。なお、次順位者との交渉が成立しない場合は、別途工事発注を予定する。」とありますが、例えば①道路工事について契約後、次の②橋梁工事について価格交渉が成立しなかった場合は、その②橋梁工事のみを対象に本プロポーザル評価の次順位者と価格交渉を開始するのでしょうか。	質問者の認識のとおりとする。
10-3	実施要項	2	第1 2. (6) 実施形態	上記質問に関連して、価格交渉協議を進める中で石川県外から配置技術者や労務者等を確保する場合の費用として、その出張費、交通費、宿泊施設の仮設費、その他必要と判断される費用は、その価格交渉において見積対象と考えてよいでしょうか。	<b><u>質問 1-2 の回答を参照のこと。</u></b>

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
10-4	実施要項	3	第1 3. (2) エリア別工事の 規模・内容	本工事の上水道工事及び下水道工事を施工する場合、輪島市または石川県内の自治体の指定業者として登録されている業者と契約する義務はありますか。	上水道工事においては、給水装置に係る工事が本市指定業者と契約義務が生じる。 本工事における給水装置に関わる工事の仕様、数量等については、特定された施工予定者へ個別に示す。
10-5	実施要項	3	第1 3. (2) エリア別工事の 規模・内容	本工事を実施するにあたっての、許可申請を要する法令、その他条例はどのようなものがありますか。またその提出時期を教えてください。	エリア、工種により条件が多様なため、特定された施工予定者との協議において詳細を示す。
10-6	実施要項	3	第1 3. (2) エリア別工事の 規模・内容	本工事（農地・農業用施設）を実施するにあたって、農業委員会及び土地改良区との協議は必要でしょうか。	農業委員会との協議は一部必要な場合もある。
10-7	実施要項	10	第1 8. (5) 配置予定技術者の 要件	構成員の土木一式工事主任技術者の専任配置について、当該主任技術者が既に他工事で輪島市内の土木一式工事の主任技術者（専任）となっている場合、本工事の主任技術者として兼務できますか。	<u>質問 2-7 の回答を参照のこと。</u>
10-8	実施要項	10	第1 8. (5) 配置予定技術者の 要件	技術協力業務の管理技術者と本工事の土木一式工事の監理技術者は1名で兼務できますか。	<u>質問 2-6 の回答を参照のこと。</u>
10-9	実施要項	10~11	第1 8. (5) 配置予定技術者の 要件	構成員の建築一式工事主任技術者の専任配置について、当該主任技術者が他工事の特定建設工事共同企業体工事で輪島市内の建築一式工事の主任技術者（専任）となっている場合、本工事の主任技術者として兼務できますか。	共同企業体構成員の主任技術者であっても、他工事との兼務においては <u>質問 2-7 の回答に準ずる。</u>

質 問 事 項					回 答
番号	区分	頁	事項	内 容	
10-10	実施要項	11~13	第1 9. (1) (2) 企業の実績等 技術者の能力等	企業及び技術者の工事实績を記入する工種として、下水道工事又は上水道工事がありますが、これはどちらか1工種のみ記載で加点されると考えてよいですか。それとも2工種とも書いた方がより高く加点されますか。	どちらか1工種のみ記載で構わない。 2工種を記載しても追加の加点はない。
10-11	実施要項	11~13	第1 9. (1) (2) 企業の実績等 技術者の能力等	土地改良工事の施工実績は、土地改良法に基づいた農地の整備や農業用施設（用水路・ため池・農道）を整備する工事のみが対象となる実績でしょうか。一般的な造成工事は施工実績の対象とはならないのでしょうか？	<u>質問 2-12 の回答を参照のこと。</u>
10-12	実施要項	12~13	第1 9. (2) 技術者の能力等	技術者の工事实績を証明する資料としては、コリンズカルテのみでよいでしょうか。技術者の当該工種の従事を証明する資料として、工程表の添付が必要でしょうか、またその他添付が必要な書類等がありますでしょうか。	コリンズカルテのみで構わない。
10-13	審査基準	5	第3 3. (2) 技術提案評価点	技術提案は、5エリア共通するものでなければ評価されないのでしょうか。	本プロポーザルにおいては、エリアに拘わらず、複数工種間マネジメント力を問うものであるが、限定エリアの例をもってマネジメント手法を提案することについては構わない。
10-14	提出書類 説明書 (様式集)	30~32	様式 5 - 2 ①~③ 技術協力業務の実施 方法に関する提案	文章を補完するための写真、イラスト、図、模型写真等に含まれる文字の大きさも 10 ポイント以上での記載が必要でしょうか。	<u>質問 6-36 の回答を参照のこと。</u>